

# 山梨県小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1 山梨県小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費補助金は、児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき実施している小児慢性特定疾病児童等のうち、日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対し、市町村が日常生活用具を給付する事業に要する経費に対して、予算の範囲内において交付するものであり、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助金交付の対象)

第2 この補助金は、「小児慢性特定疾病対策総合支援事業の実施について」（平成27年5月28日雇児発0528第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき県内の市町村（指定都市及び中核市を除く。以下、市町村等）が行う小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業を交付の対象とする。

## (補助金の額)

第3 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3（市（指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所を設置している町村においては2分の1）を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## (交付条件)

第4 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の各種目間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（補助金の目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であつて、補助金の額の増額を伴わないものを除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (6) (5) の承認を受けようとする場合は、別紙様式 1 による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を返還させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 2 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 市町村等から財産の処分による収入があった場合には、その納付額の全部又は一部を返還させことがある。

(交付申請)

第 5 この補助金の交付を受けようとする市町村等は、別紙様式 4-3 による申請書に関係書類を添えて別に定める日までに知事に提出するものとする。

(事業の変更・中止及び廃止申請)

第 6 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容の変更、事業の中止又は廃止を行う場合には、別紙様式 4 による事業変更(中止・廃止)申請書に関係書類を添えて別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第 7 この補助金の事業実績報告は、別紙様式 5 による実績報告書に関係書類を添えて、事業が完了した日から起算して 1 か月を経過した日（第 4 の（3）により事業の廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 か月以内）、又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

(補助金の交付)

第 8 この補助金の交付は精算払とする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払をすることができるものとし、この場合は別紙様式 6 による概算払請求書を知事に提出して行うものとする。

(その他)

第9 特別の事情により第3、第5、第6及び第7に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附則 この要綱は、平成18年5月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成18年11月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

ただし、第1の改正規定については、平成18年10月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同日から適用する。

附則 この要綱は、平成20年9月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成23年7月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成27年9月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成29年7月5日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表

種目	1 基 準 額	2 対象経費
日常生活用具給付等事業	<p>次により算出した額の合算額から用具の給付を受けた者又はその扶養義務者（世帯の生計中心者）の負担すべき額の合算額を控除した額</p> <p>(1) 便器 4,810 円 × 購入数</p> <p>(2) 特殊マット 21,170 円 × 購入数</p> <p>(3) 特殊便器 163,300 円 × 購入数</p> <p>(4) 特殊寝台 166,320 円 × 購入数</p> <p>(5) 歩行支援用具 （手すり、スロープ、歩行器等） 64,800 円 × 購入数</p> <p>(6) 入浴補助用具 97,200 円 × 購入数</p> <p>(7) 特殊尿器 72,360 円 × 購入数</p> <p>(8) 体位変換器 16,200 円 × 購入数</p> <p>(9) 車椅子（電動以外の場合） 76,030 円 × 購入数</p> <p>(10) 頭部保護帽 13,130 円 × 購入数</p> <p>(11) 電気式たん吸引器 60,910 円 × 購入数</p> <p>(12) クールベスト 21,600 円 × 購入数</p> <p>(13) 紫外線カットクリーム 40,820 円 × 購入者数</p> <p>(14) ネブライザー（吸入器） 38,880 円 × 購入数</p> <p>(15) パルスオキシメーター 170,100 円 × 購入数</p> <p>(16) ストーマ装具（消化器系） 111,460 円 × 購入者数</p> <p>(17) ストーマ装具（尿路系） 146,450 円 × 購入者数</p> <p>(18) 人工鼻 126,360 円 × 購入者数</p>	<p>日常生活用具給付等事業に必要な需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、補助金</p> <p>※ 1基準額欄の「(1)便器」を給付する際に、併せて便器の手すりをつけた場合、手すりの費用も対象経費に含める</p>

（注）負担すべき額とは、「小児慢性特定疾病対策総合支援事業の実施について」（平成27年5月28日雇児発0528第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「実施要綱」という。）に定める別添2「徴収基準額表」により算出した額をいう。